

宮 開 第 7 2 号  
令和 6 年 3 月 1 日

関係団体 各位

宮崎市長 清山 知憲  
( 公 印 省 略 )

市街化調整区域内の災害危険区域等における  
建築制限に対する緩和措置について（お知らせ）

本市の都市計画行政につきまして、日頃よりご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 4 年 4 月 1 日より施行された改正都市計画法により、市街化調整区域の既存集落内において、敷地に災害危険区域等を含む場合、防災上の観点から、原則建築許可は出来ないこととなっております。

ただし、本市の認める「安全上及び避難上の対策」を実施する建築計画の場合は、例外的に建築許可の審査対象としております。

詳細につきましては、本市ホームページに公開しておりますので、貴団体所属（うち宮崎支部所属）の会員各位に対しましてこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

○掲載先

宮崎市ホームページ>産業・事業者>建設・開発>開発許可>

市街化調整区域内の災害危険区域等における建築制限に対する緩和措置について

(文書取扱) 宮崎市都市整備部開発審査課

TEL : 0985-21-1818

E-mail : 30kaihatu@city.miyazaki.miyazaki.jp